

選挙公費負担関係書類記載例

8月29日～9月2日までの日付

別記第1号（第2条関係）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和5年 月 日

妹背牛町選挙管理委員会委員長 様

令和5年9月3日執行

妹背牛町議会議員選挙

候補者氏名

契約書と同一の内容を記載すること

戸籍名。通称名不可、契約書の印鑑

印

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

契約書の日付と同

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	
			円	

2 1に掲げる契約以外の場合

項目 区分	契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の 借入れ				円	
				円	
運転手の 雇用				円	
				円	
燃料代				円	
				円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込み額を記載して差し支えありません。)

8月29日～9月2日までの日付

選挙運動用ビラの作成契約届出書

令和5年 月 日

妹背牛町選挙管理委員会委員長 様

契約書と同一の内容を記載
すること

令和5年9月3日執行

妹背牛町議会議員選挙

候補者氏名

戸籍名。通称名不可、契約書の印鑑

印

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約年月日			備考
		作成契約枚数	作成契約金額	1枚当り単価	
		枚	円	円	
		枚	円	円	
		枚	円	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

実際に作成する契約枚数を記入

8月29日～9月2日までの日付

選挙運動用ポスターの作成契約届出書

令和5年 月 日

妹背牛町選挙管理委員会委員長 様

契約書と同一の内容を記載すること

令和5年9月3日執行
妹背牛町議会議員選挙
候補者氏名

戸籍名。通称名不可、契約書の印鑑

印

次のとおり選挙運動用ポスターの作成の契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約年月日			備考
		作成契約枚数	作成契約金額	1枚当り単価	
		枚	円	円	
		枚	円	円	
		枚	円	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

実際に作成する契約枚数を記入

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

令和5年 月 日

妹背牛町選挙管理委員会委員長 様

令和5年9月3日執行

妹背牛町議会議員選挙

候補者氏名

戸籍名。通称名不可、契約書の印鑑

次の選挙運動用自動車燃料代につき、妹背牛町議会議員及び妹背牛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

契約書と同一の内容を記載すること

- 1 契約年月日 令和5年 月 日
- 2 契約先 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏名）
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
ナンバープレートに書かれた番号を記入します。（旭川〇〇 わ 〇〇-〇〇）

4 確認申請金額 7,250 円 金額一致する

区分	購入金額	左のうち確認済み又は確認申請金額
前回までの累積金額（a）	8,250 円	8,250 円
今回の購入金額（b）	7,250 円	7,250 円
燃料代計（a）+（b）	15,500 円	15,500 円
備考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から妹背牛町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 **8月29日～9月2日までの日付**

令和 5 年 月 日

妹背牛町選挙管理委員会委員長 様

令和 5 年 9 月 3 日 執行

妹背牛町議会議員選挙

候補者氏名

戸籍名。通称名不可、契約書の印鑑 (印)

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、妹背牛町議会議員及び妹背牛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定による確認を受けたいので申請します。

契約書と同一の内容を記載すること

1 契約年月日 令和 5 年 月 日

2 契約先 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏名）

1,600 枚以内

3 確認申請枚数 **1,000** 枚

枚数は一致します

区 分	作 成 枚 数	左 の うち 確 認 済 み 又 は 確 認 申 請 枚 数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	1,000 枚	1,000 枚
作成枚数計 (a) + (b)	1,000 枚	1,000 枚
備 考		

- 備考 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から妹背牛町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について、公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

8月29日～9月2日までの日

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

令和 5 年 月 日

妹背牛町選挙管理委員会委員長 様

令和 5 年 9 月 3 日 執行

妹背牛町議会議員選挙

候補者氏名

戸籍名。通称名不可、契約書の印鑑

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、妹背牛町議会議員及び妹背牛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定による確認を受けたいので申請します。

契約書と同一の内容を記載すること

1 契約年月日 令和 5 年 月 日

2 契約先 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏名）

ポスター掲示場数(9か所)
+ 予備 2 枚以内

3 確認申請枚数 1 枚

枚数は一致します

区 分	作 成 枚 数	左 の う ち 確 認 済 み 又 は 確 認 申 請 枚 数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	1 0 0 枚	1 1 枚
作成枚数計 (a) + (b)	1 0 0 枚	1 1 枚
備 考		

- 備考 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から妹背牛町選挙管理委員会へ提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積金額」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

確認番号 第 号

この様式は、選管から発行
台帳に記入。確認番号を記入。日付、候補者氏名、
ナンバープレートの番号を記入し発行

選挙運動用自動車燃料代確認書

令和5年 月 日

妹背牛町選挙管理委員会
委員長 高田英実 ㊞

妹背牛町議会議員及び妹背牛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
第4条第2号のイの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金
額の範囲内のものであることを確認する。

1 選挙名 令和5年9月3日執行 妹背牛町議会議員選挙

2 候補者氏名 ← 戸籍名。通称名不可

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
ナンバープレートに書かれた番号を記入

4 確認金額 円

- 備考
- この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
 - この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともにこの確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
 - この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は妹背牛町に支払を請求することはできません。

確認番号 第 号

この様式は、選管から発行
台帳に記入。確認番号を記入。日付、候補者氏名、
確認枚数を記入し発行（立候補届出の際に発行）

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

令和5年 月 日

妹背牛町選挙管理委員会
委員長 高田英実 印

妹背牛町議会議員及び妹背牛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

1 選挙名 令和5年9月3日執行 妹背牛町議会議員選挙

2 候補者氏名 ← 戸籍名。通称名不可

3 確認枚数 枚

- 備考
- 1 この確認書は、選挙運動用ビラの作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
 - 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
 - 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は妹背牛町に支払を請求することはできません。

確認番号 第 号

この様式は、選管から発行
台帳に記入。確認番号を記入。日付、候補者氏名、
確認枚数を記入し発行（立候補届出の際に発行）

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

令和5年 月 日

妹背牛町選挙管理委員会
委員長 高田英実 印

妹背牛町議会議員及び妹背牛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスターの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認しました。

1 選挙名 令和5年9月3日執行 妹背牛町議会議員選挙

2 候補者氏名 ← 戸籍名。通称名不可

3 確認枚数 枚

- 備考
- この確認書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
 - この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
 - この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は妹背牛町に支払を請求することはできません。

候補者から契約者への資料

別記第 10 号（その 1）（第 5 条関係）

選挙終了後の日付

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

令和 5 年 月 日

契約書と同一の内容を記載すること

令和 5 年 9 月 3 日 執行

妹背牛町議会議員選挙

候補者氏名

どちらかに○印

戸籍名。通称名不可、契約書の印鑑

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

輸送等契約区分 (該当する番号を○で囲む)	(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		
	(2) 上記 1 に掲げる契約以外の場合		
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
小型自動車 旭川〇〇わ〇〇	令和 5 年 8 月 29 日	16,100 円	
〃	令和 5 年 8 月 30 日	16,100 円	
〃	令和 5 年 8 月 31 日	16,100 円	
〃	令和 5 年 9 月 1 日	16,100 円	
〃	令和 5 年 9 月 2 日	16,100 円	

- 備考
- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
 - 運送事業者等が妹背牛町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
 - この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は妹背牛町に支払を請求することはできません。
 - 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
 - (1) 以外の場合 16,100 円
 - 同一の日において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の 1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の 2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られますので、その指定した一の契約のみについて記載してください。
 - 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。
 - 5 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、妹背牛町に支払を請求することはできません。

候補者から契約者への資料

別記第 10 号 (その 2) (第 5 条関係)

選挙終了後の日付

選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)

令和 5 年 月 日

契約書と同一の内容を記載すること

令和 5 年 9 月 3 日 執行

妹背牛町議会議員選挙

候補者氏名

戸籍名。通称名不可、契約書の印鑑

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

記

運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和 5 年 8 月 29 日	旭川〇〇〇わ〇〇-〇〇	5 5 ㊦	8, 2 5 0 円	1 ㊦当たり 150 円(税込)
令和 5 年 8 月 31 日	旭川〇〇〇わ〇〇-〇〇	5 0 ㊦	7, 5 0 0 円	1 ㊦当たり 150 円(税込)
令和 5 年 9 月 2 日	旭川〇〇〇わ〇〇-〇〇	3 0 ㊦	4, 5 0 0 円	1 ㊦当たり 150 円(税込)
		㊦	円	
		㊦	円	
		1 3 5 ㊦	2 0, 2 5 0 円	

備考

- この証明書は、使用実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が妹背牛町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は妹背牛町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額です。

候補者から契約者への資料

別記第 10 号（その 3）（第 5 条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

選挙終了後の日付

令和 5 年 月 日

令和 5 年 9 月 3 日 執行

妹背牛町議会議員選挙

候補者氏名

契約書と同一の内容を記載すること

戸籍名。通称名不可、契約書の印鑑

印

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

記

運転手の氏名及び住所	住所	妹背牛町〇〇	
	氏名	〇〇 〇〇	
雇用年月日	報酬の額	備考	
令和 5 年 8 月 29 日	12,500 円		
令和 5 年 8 月 30 日	12,500 円		
令和 5 年 8 月 31 日	12,500 円		
令和 5 年 9 月 1 日	12,500 円		
令和 5 年 9 月 2 日	12,500 円		

- 備考
- この証明書は、使用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
 - 運転手が妹背牛町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
 - この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は妹背牛町に支払を請求することはできません。
 - 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日を通じて 12,500 円までです。
 - 同一の日において、2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られますので、その指定をした 1 人のみについて記載してください。
 - 候補者の指定した運転手以外の運転手は、妹背牛町に支払を請求することができません。

候補者から契約者への資料

別記第 11 号（第 5 条関係）

選挙運動用ビラ作成証明書

選挙終了後の日付

令和 5 年 月 日

令和 5 年 9 月 3 日 執行

妹背牛町議会議員選挙

候補者氏名

戸籍名。通称名不可、契約書の印鑑

印

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

契約書と同一の内容を記載すること

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	妹背牛町 ○○ 株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○
作成枚数	1,000 枚
作成金額	25,000 円
備考	

- 備考
- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごと別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
 - ビラ作成業者が妹背牛町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
 - この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は妹背牛町に支払を請求することはできません。
 - 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
 - (1) 枚数 町長 5,000 枚、町議会議員 1,600 枚
 - (2) 限度額 7 円 73 銭(単価) × (1) の枚数 = 限度額

候補者から契約者への資料

別記第 12 号（第 5 条関係）

選挙運動用ポスター作成証明書

選挙終了後の日付

令和 5 年 月 日

令和 5 年 9 月 3 日 執行

妹背牛町議会議員選挙

候補者氏名

戸籍名。通称名不可、契約書の印鑑

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

契約書と同一の内容を記載すること

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	妹背牛町 ○○ 株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○
作成枚数	100 枚
作成金額	220,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	9 箇所

- 備考
- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごと別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
 - ポスター作成業者が妹背牛町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
 - この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は妹背牛町に支払を請求することはできません。
 - 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
 - 枚数 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数に 1.2 を乗じて得た数 (1 未満の端数がある場合には、その端数は 1 とする。)
 - 限度額 541 円 31 銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 18,104 円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額 (1 円未満の端数がある場合には、その端数は 1 円とする。) × (1) の枚数 = 限度額

候補者→契約者→選管への資料

別記第 13 号（第 6 条関係）

請 求 書

（選挙運動用自動車の使用）

4 日から 18 日までの日付

令和 5 年 9 月 日

妹背牛町長 様

法人の場合は法人名（法人印）個人の場合は個人名（個人印）

住所（所在地）

氏名（名称） ⑩

（法人にあつては、その代表者の氏名も記入する）

妹背牛町議会議員及び妹背牛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

公費負担の限度額以下であること

1 請求金額 315,000 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和 5 年 9 月 3 日執行 妹背牛町長選挙

4 候補者の氏名 戸籍名。通称名不可

5 振込先

金融機関名	〇〇 〇〇	本・支店名	〇〇 〇〇
口座種別	〇〇 〇〇	口座番号	〇〇 〇〇
フリガナ	〇〇 〇〇		
口座名義	〇〇 〇〇		

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、妹背牛町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙) その1

8月29日～9月2日
日の使用した日
を記入

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約

により選挙運動用自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備 考
令和5年 8月29日	63,000円×1台 = 63,000円	64,500円×1台 = 64,500円	円 63,000	
令和5年 8月30日	63,000円×1台 = 63,000円	64,500円×1台 = 64,500円	円 63,000	
令和5年 8月31日	63,000円×1台 = 63,000円	64,500円×1台 = 64,500円	円 63,000	
令和5年 9月1日	63,000円×1台 = 63,000円	64,500円×1台 = 64,500円	円 63,000	
令和5年 9月2日	63,000円×1台 = 63,000円	64,500円×1台 = 64,500円	円 63,000	
計			315,000円	

備考 「請求金額 (C)」欄には、(A) 又は (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

契約書と一致すること

請求書の請求金額と一致すること

請 求 内 訳 書

8月29日～9月2日
日の使用した日
を記入

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外との
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	運送金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備考
令和5年 8月29日	17,000円×1台= 17,000円	16,100円×1台 = 16,100円	16,100円	
令和5年 8月30日	17,000円×1台= 17,000円	16,100円×1台 = 16,100円	16,100円	
令和5年 8月31日	17,000円×1台= 17,000円	16,100円×1台 = 16,100円	16,100円	
令和5年 9月1日	17,000円×1台= 17,000円	16,100円×1台 = 16,100円	16,100円	
令和5年 9月2日	17,000円×1台= 17,000円	16,100円×1台 = 16,100円	16,100円	
		16,100円×1台 = 16,100円	円	
		16,100円×1台 = 16,100円	円	
計			80,500円	

備考

- 「運送金額」は借入期間ではなく選挙運動期間のみの額を記載してください。
- 「請求金額 (C)」欄には、(A) 又は (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

契約書と一致すること

請求書の請求金額と
一致すること

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外との
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

8月29日～9月2
日の使用した日
を記入

契約書と一致すること

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を打てた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備考
令和5年 8月29日	旭川〇〇 わ 〇〇-〇〇	150円 × 55ℓ = 8,250円			
令和5年 8月31日	旭川〇〇 わ 〇〇-〇〇	150円 × 50ℓ = 7,500円			
令和5年 9月2日	旭川〇〇 わ 〇〇-〇〇	150円 × 30ℓ = 4,500円			
		円 × ℓ = 円			
		円 × ℓ = 円			
		円 × ℓ = 円			
		円 × ℓ = 円			
		円 × ℓ = 円			
		円 × ℓ = 円			
	計	20,250円	38,500円	20,250円	

- 備考 1 「基準限度額」の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額(C)」の計欄には、「販売金額(A)の計算又は「基準限度額(B)」の計欄のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」及び「販売金額(A)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

請求書の請求金額と
一致すること

請 求 内 訳 書

8月29日～9月2日
日の使用した日
を記入

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外との
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

契約書と一致すること

(3) 運転手

雇用年月日	報酬額(A)	基準限度額(B)	請求金額(C)	備考
令和5年 8月29日	12,000 円	12,500 円	12,000 円	
令和5年 8月30日	12,000 円	12,500 円	12,000 円	
令和5年 8月31日	12,000 円	12,500 円	12,000 円	
令和5年 9月1日	12,000 円	12,500 円	12,000 円	
令和5年 9月2日	12,000 円	12,500 円	12,000 円	
	円	12,500 円	円	
	円	12,500 円	円	
計			60,000 円	

備考 「請求金額(C)」欄には、(A)又は(B)のうち、いずれか少ない方の額を記載
してください。

請求書の請求金額と
一致すること

候補者→契約者→選管への資料

別記第 14 号（第 6 条関係）

請 求 書

(選挙運動用ビラの作成)

4日から18日までの日付

令和5年9月 日

妹背牛町長 様

法人の場合は法人名(法人印)
 個人の場合は個人名(個人印)

住所(所在地)
氏名(名称) 印
(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

妹背牛町議会議員及び妹背牛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

公費負担の限度額以下であること

1 請求金額 7,730 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和5年9月3日執行 妹背牛町議会議員選挙

4 候補者の氏名 戸籍名。通称名不可

5 振込先

金融機関名	○○○○	本・支店名	○○○○
口座種別	○○○○	口座番号	○○○○
フリガナ	○○○○		
口座名義	○○○○		

- 備考
- 1 候補者が供託物を没収された場合には、妹背牛町に支払を請求することはできません。
 - 2 法人の場合は、「名称」及び「代表者氏名」を記載してください。
 - 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。

(別紙)

請 求 内 訳 書

候補者氏名

戸籍名。通称名不可

作成金額			基準限度額			請求金額		
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A)×(B)	単価 (C)	枚数 (D)	金額 (C)×(D)	単価 (E)	枚数 (F)	金額 (E)×(F)
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円
25.53	1,000	25,530	7.73	1,600	12,368	7.73	1,000	7,730

- 備考 1 (D)欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 (E)欄には、(A)欄と(C)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 (F)欄には、(B)欄と(D)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

選挙運動用ビラ作成枚数確認書の3. 確認枚数と同じ(1,600枚以内)

候補者→契約者→選管への資料

別記第 15 号（第 6 条関係）

請 求 書
(選挙運動用ポスターの作成)

4 日から 18 日までの日付

令和 5 年 9 月 ▲ 日

妹背牛町長 様

法人の場合は法人名(法人印)
 個人の場合は個人名(個人印)

住所(所在地)
氏名(名称) ⑩
(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

妹背牛町議会議員及び妹背牛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

公費負担の限度額以下であること

1 請求金額 24,200 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和 5 年 9 月 3 日 執行 妹背牛町議会議員選挙

4 候補者の氏名 戸籍名。通称名不可

5 振込先

金融機関名	○○○○	本・支店名	○○○○
口座種別	○○○○	口座番号	○○○○
フリガナ	○○○○		
口座名義	○○○○		

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに選挙管理委員会へ提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、妹背牛町に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

候補者氏名

戸籍名。通称名不可

選挙区における ポスター 掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額		
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A)×(B)	単価 (C)	枚数 (D)	金額 (C)×(D)	単価 (E)	枚数 (F)	金額 (E)×(F)
箇所 9	円 2,200	枚 100	円 220,000	円 2,553	枚 11	円 28,083	円 2,200	枚 11	円 24,200

- 備考 1 「ポスター掲示場の数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の当該選挙区におけるポスター掲示場数を記載してください。
- 2 (B)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (E)欄には、(A)欄と(C)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (F)欄には、(B)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 E×Fの欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は1円としてください。

選挙運動用ポスター作成枚数確認書の
3. 確認枚数と同じ(11枚以下)